

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業		団体営事業等で造成した水利施設の予防保全診断・保全計画を策定し、対策工事を実施する。 併せて、突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急工事を実施する。				・施設機能向上を主な目的としないこと。 ・対象となる団体営造成施設等は、県が作成する実施方針に位置づけられたものとする。
			50	20	30	[機能保全計画作成] ・末端支配面積100ha以上の施設 ・予防的対策が有効と見込まれる施設
			80	6	14	[対策工事] 地区受益面積100ha以上であること。 (当事業で機能保全計画の策定を行っていない場合であって、別に定めるところにより機能保全計画を策定した場合にあっては10ha以上)
			80	6	14	[緊急工事] 突発的な事故によるもので、施設の劣化に起因すること。
			50	20	30	[実施計画策定型] ※H22年度より 対策工事の地域の諸条件について現況把握等の調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの。
■ 基幹水利施設ストックマネジメント事業		国営及び、県営事業で造成した水利施設の予防保全診断・保全計画を策定し、予防保全工事を実施する。 併せて、突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急補修工事等を実施する。				既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能向上を主な目的としないものであること。
			50	50	0	[機能保全計画の策定] 県が作成する実施方針に位置づけられたものであること。
			80	11	9	[対策工事] ・機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。 ・地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積がおおむね100ha以上 (田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ha以上)
			80	11	9	[緊急工事] 県が作成する実施方針により知事が選定した施設であること。
■ 農業水路等長寿命化・防災減災事業		《下記(1)・(2)共通》				①長寿命化・防災減災計画を作成していること。
		(1) 長寿命化対策水利施設整備	県営			上記①の他、次の②～④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ②事業費の合計が200万円以上であること。 ③受益農業者数が2者以上であること。 ④工事工期が原則3か年以内であること。
			80	12.5	7.5	
			団体営			
		(2) 防災減災対策農業用排水施設整備	80 6 14			
			県営			
			80 11 9			
(3) 機能発揮対策 Ⅰ. 調査計画等 Ⅱ. 体制整備 Ⅲ. ハザードマップ作成	100 0 0			上記①の他、次の⑤に掲げる要件を満たすものとする。 ⑤事業期間が1か年以内であること。 ※Ⅱは令和2年度、Ⅲは令和12年度まで		
	(4) 施設情報整備・共有化対策					
■ 地域用水環境整備統合補助事業 (団体営は地域用水環境整備統合補助事業)		地域用水環境整備 (1)親水・景観保全施設整備 (2)生態系保全施設整備 (3)地域防災施設整備 (4)渇水対策施設整備 (5)利用保全整備 (6)地域用水機能増進施設整備 (7)小水力発電整備 歴史的施設保全	2/3	0.4/3	0.6/3	【事業主体:県・市町村、土地改良地区等】 ・事業計画区域及びその周辺地域の自然的・社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。 ・事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。 ・総事業費が5千万円以上であること。
			(0.5/3)	(0.5/3)		
■ 調査設計事業		農業農村整備事業の採択にかかる調査及び設計に関する事業				農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。
		(1)調査設計事業	50	25	25	次に掲げる団体営土地改良事業が行われる予定地域であること。 ①農業基盤整備促進事業 (土地改良法に基づくものに限る) ②団体営農地保全整備事業 ③団体営ため池等整備事業 ④農業集落排水事業 ⑤農村集落基盤再編・整備事業 (農業生産基盤整備に限る) ⑥農山漁村活性化対策整備事業 (農業生産基盤整備に限る) ⑦中山間地域農業農村総合整備事業 (農業生産基盤整備に限る)
			75	12.5	12.5	
		(2)最適整備構想及び維持管理適正化計画策定	定額			⑧農村整備事業(補助事業)

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島 [※]			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 農業農村整備実施計画策定事業		(1)農業農村整備事業実施計画等策定事業	75	25	0	県営農地整備事業(補助金事業)が行われる予定地域であること。
		(2)農業農村整備事業実施計画等策定事業	50	50	0	県営かんがい排水事業が行われる予定地域であること。
		(3)農村環境計画策定事業	50	25	25	農業農村整備事業の実施が予定されていること。 農村環境計画及び田園環境整備マスタープランの策定、見直しを行うもの。
		(4)経営体育成促進換地等調整事業	80	10	10	次に掲げる県営土地改良事業が行われる予定地域において、換地計画の樹立を必要とする地区であること。 ①農地整備事業(補助金事業) ②農地整備事業(交付金事業) ③農村集落基盤再編・整備事業
■ 農村総合整備推進事業		農村集落排水施設最適整備構想 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた構想計画の策定	定額	0	残額	農村総合整備事業及び農業集落排水事業等により造成され、既に供用を開始した農業集落排水施設の最適整備構想を策定すること。 また、最適整備構想の事業計画書を策定していること。 ※限度額＝処理区数×100万円+200万円
■ 農村地域防災減災事業		(1)地震耐性評価 地震による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価 (2)農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	定額	0	0	(1)及び(2)共通 ①農村地域防災減災推進計画を作成していること。 (2)のみ ②農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ農業水利施設安全対策推進計画に位置図付けられた施設であること。 ③1地区当たりの事業費が200万円以上となること。 上記②③の他、次の④～⑦に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ④国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。 ⑤過去において、事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。 ⑥構造上の問題(深さや傾斜、直壁等)、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること。 ⑦通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること。
■ 農山漁村活性化対策整備事業(旧新山村振興等対策事業該当メニュー)						
1 生産基盤及び施設の整備		要件類別 (交付要綱別表)				
(1) 基盤整備	23 13 15	9) 農業集落道 10) 連絡農道 14) 林道・作業道	2/3	0	1/3 その他	【事業主体:市町村・土地改良区、農業共同組合等】 ・農山漁村活性化対策整備事業活性化計画の策定 ・山村・過疎・半島・離島・特定農山村地域等であること (5法指定地域等であること)
(2) 生産機械施設	14 14 14 14 14 16 16 17	15) 新規作物導入支援施設 16) 育苗施設 17) 営農飲雑用水施設 18) 高生産性農業用機械施設 19) 農業経営改善安定機械施設 20) 林業機械施設 21) 特用林産物生産施設 22) 種苗生産・蓄養施設				
(3) 処理加工・集出荷貯蔵施設	14 14 14・17	23) 農林水産物処理加工施設 24) 乾燥調製貯蔵施設 25) 農林水産物集出荷貯蔵施設				
(4) 新規就業者技術習得管理施設	19	26) 新規就農者等技術習得管理施設				
2 生活環境施設の整備						
(1) 簡易給排水施設	23	27) 簡易給排水施設				
3 地域間交流拠点の整備		要件類別 (交付要綱別表)				【事業主体:市町村・土地改良区、農業共同組合等】 ・農山漁村活性化対策整備事業活性化計画の策定 ・山村・過疎・半島・離島・特定農山村地域等であること (5法指定地域等であること) ・基盤整備1)～7)は施設整備の他メニューと併せ行う場合に実施できるものとする。
(1) 地域資源活用総合交流促進施設	19 16 19	31) 都市農山漁村総合交流促進施設 34) 木材利活用促進施設 35) 地域資源活用交流促進施設				
(2) 農林漁業体験施設	19	37) 農林水産業・農山漁村体験施設				
(3) 自然環境等活用交流学習施設	20	40) 教養文化・知識習得施設				
4 その他省令で定める事業						
(1) 地域資源活用起業支援施設	18	42) 地域資源活用起業支援施設				
(2) 地域資源循環活用施設	14	43) リサイクル施設 44) 自然・資源活用施設				
(3) 地域住民活動支援促進施設	24	45) 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設				
(4) 農地等補完保全施設	13	50) 小規模農林地等保全整備				

I 沖縄県の概要

II 沖縄県の農業の概要

III 農業農村整備事業等の概要

IV 管内図(事業地区位置図)

V 農業農村整備事業等の執行体制

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 中山間地域等直接 支払事業		①耕作放棄の防止等の活動 ・施設の管理・補修など ②多面的機能を増進する活動 ・景観作物の作付け ・国土保全機能を高める取組み(植樹等) ③自立的・持続的な農業生産活動 ・農業機械の共同利用 ・特定農業法人の設立 ・集落内の話し合いによるその他取組み	当該 事業 費の 50	当該 事業 費の 25	当該 事業 費の 25	【対象地域】 特定農山村法等地域振興立法9法指定地域及び知事が定める特認地域 【対象農用地】 下記基準に該当する農用地内の1ha以上の一団の農用地 ○急傾斜地 水田:傾斜1/20以上 畑:傾斜15度以上 ○緩傾斜地 水田:傾斜1/100以上 畑:傾斜8度以上 ※知事特認基準 沖縄本島から離れていることで農業生産条件の不利な農用地(沖振法第3条第3項の規定に基づき指定された「指定離島」を有する市町村) 【交付単価】 ア. 急傾斜農用地 田:21,000円、畑:11,500円、草地:10,500円、 採草放牧地:1,000円/10a イ. 緩傾斜農用地及び知事特認基準農用地 田:8,000円、畑:3,500円、草地:3,000円、 採草放牧地:300円/10a
		中山間地域等直接支払推進交付金	定額			上記事業を実施する場合
■ 多面的機能支払交付 金事業		1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く。) 2. 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動に限る。)	当該 事業 費の 50	当該 事業 費の 25	当該 事業 費の 25	【対象農用地】 ア. 農振農用地区域内農用地 イ. ア以外の多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる一定の基準を満たす農用地。 【交付単価】 ①農地維持支払交付金 田:2,100円、畑:1,380円、草地180円 ②資源向上支払交付金(共同) 田:1,200円、畑:720円、草地:120円 ③資源向上支払交付金(長寿命化) 田:4,400円、畑:2,000円、草地:400円
		3. 多面的機能支払推進交付金	定額			上記事業を実施する場合
■ 最適土地利用対策 モデル支援事業		地域ぐるみの話し合いを通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組みを支援する。 1 最適土地利用総合事業 (1) 最適土地利用推進事業 (2) 最適土地利用整備事業	定額 (1地区当たり1,000万円以内) 80 (1地区当たり2,000万円以内)	0 20		事業実施主体は、市町村、農業委員会、JA、土地改良区、農地中間管理機構、地域運営組織、地域協議会。ただし地域協議会は以下に示す全ての要件を満たす組織とし、法人以外の地域運営組織は①の要件を満たす必要がある。 ①規約等が整備されていること ②市町村の参画が必須 ③農業者及び農地所有者、地域住民は構成員として必須
■ 中山間地域所得確保 推進事業		所得確保計画を策定し戦略的に生産から販売まで取組むことにより所得の増加を目指すものであり、内容は次のとおりであり、アからエは選択項目、オ及びカは必須項目とする。 ア 国内市場、海外市場に関するマーケット調査 イ 消費者に対する消費動向調査 ウ 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析 エ 高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討 オ 所得確保計画の策定 カ 計画の実践(計画初年度の取組)	定額 (1地区当たり500万円以内)			所得確保計画の区域(以下「計画区域」という。)を対象に実施するものとし、次の①～③に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ①計画区域内の受益者数が農業者2者以上であり、かつ可能な限り区域内の認定農業者を含めるよう努めること。 ②中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2の地域別農業振興計画を策定した地域とする。 ③計画区域は、対象地域における農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。)内の区域とする。 ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において対象事業を実施する必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を計画区域とすることができる。 なお、農村振興局長等が別に定める場合を除き、計画区域内の農用地全体に占める主傾斜1/100以上の農用地の面積割合が概ね25%以上であるものとする。
■ 情報通信環境整備 対策事業		農業水利施設、農業集排施設等の農業農村インフラ管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備に係る計画策定を支援する。	定額			農山漁村振興推進計画を策定していること。